

省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 省エネルギー設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、事業者による省エネルギー設備の更新に要する経費の一部を県が補助することにより、原油価格等の高騰に直面する事業者の燃料・電力消費抑制に資する取組を促進するとともに、産業・業務部門における温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「省エネルギー設備」とは、エネルギー消費効率の高い設備であって、別表1に掲げる設備をいう。
- (2) 「国の補助事業」とは、先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付要綱（20210127財資第5号。ただし、令和4年度「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に係る補助事業者（執行団体）募集要項（令和4年1月19日）に掲げる間接補助対象事業のうち（C）指定設備導入事業に限る。）に基づく事業をいう。

(補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助金の額)

第4条 補助金の補助対象事業者は、愛知県内で事業を営む法人又は個人事業者であって、愛知県内の工場・事業場に補助対象事業を実施する事業者であること。

2 次の各号のいずれかに該当する団体又は個人は補助対象事業者としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

3 補助金の補助対象事業は、愛知県内の産業・業務用施設に対し、省エネルギー設備への更新により、更新前の施設全体に比して燃料・電力消費量及び二酸化炭素排出量を削減する事業であって、国の補助事業の交付決定を受けた事業とする。

4 補助金の補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額及び補助金の額は、別表2によるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、様式第1のとおりとする。

2 前項の申請書は、知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定及び取消)

第6条 規則第6条による補助金の交付決定の通知は、省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により行うものとする。

なお、規則第4条の規定により審査した結果、知事が補助金を交付することが適当でないと認めた場合は、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付を受ける補助対象事業者が、不正の手段により補助金の交付決

定を受けた場合又は第4条第2項第1号から第3号に定める者であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内とし、省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付申請取下届出書(様式第3)を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更の申請)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ省エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業計画変更承認申請書(様式第4)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ省エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業中止(廃止)承認申請書(様式第5)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに省エネルギー設備導入支援事業費補助金に係る補助対象事業事故報告書(様式第6)を知事に提出して、知事の指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する補助対象事業等実績報告書は、様式第7のとおりとする。
2 前項の補助対象事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から30日を経過した日と令和5年2月28日とのいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条により確定した補助金の額は、省エネルギー設備導入支援事業費補助金の額の確定通知書(様式第8)により補助対象事業者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。
2 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。
3 補助対象事業者は、規則第20条の規定により知事の承認を得て前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保(以下「処分」という。)に供しようとする場合は、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第9)を知事に提出しなければならない。
4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分の制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分をしたことにより利益を生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の提出部数)

第14条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

(雑則)

第15条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

ユーティリティ設備	高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、調光制御設備
生産設備	工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン

別表 2（第 4 条関係）

補助対象経費	設備費
補助率	国の補助事業による補助額の 1 / 2
補助限度額	1,000万円
補助金の額	次の(1)と(2)とを比較して少ない方の額（1万円未満切り捨て）を補助金の額とする。 (1) 国の補助事業の補助額に 1 / 2 を乗じて得た額 (2) 補助限度額

- 1 補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争に付さなければならない。ただし、当該補助対象事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合はこの限りでない。
- 2 補助限度額は一事業当たりの補助限度額とする。
- 3 補助金の額の確定に当たっては、補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）を超えないものとする。